

株式会社出雲村田製作所との地域公共交通に関する連携協定の締結について

株式会社出雲村田製作所と地域公共交通に関する連携協定を下記のとおり締結しました。

記

1 協定の名称

出雲市と株式会社出雲村田製作所との地域公共交通に関する連携協定

2 協定の相手方

株式会社出雲村田製作所 代表取締役社長 谷口 育男
(本社：出雲市斐川町上直江 2 3 0 8 番地)

3 協定の目的

地域公共交通の課題解決を図り、地域の活性化及び市民サービスの向上に寄与することを目的とする。

前述の目的を達成するため、双方で構成する「ひかわ未来の交通協議会」を設置する。

4 連携して取り組む事項

- (1) 地域公共交通の課題解決に関すること
- (2) その他この協定の目的を達成するために必要な取組に関すること

5 締結日

令和 7 年（2025） 9 月 1 1 日

6 協定の有効期間

締結日から令和 8 年(2026) 3 月 3 1 日まで。

ただし、申出がない場合は 1 年間延長する。以後も同様とする。

7 取組イメージ

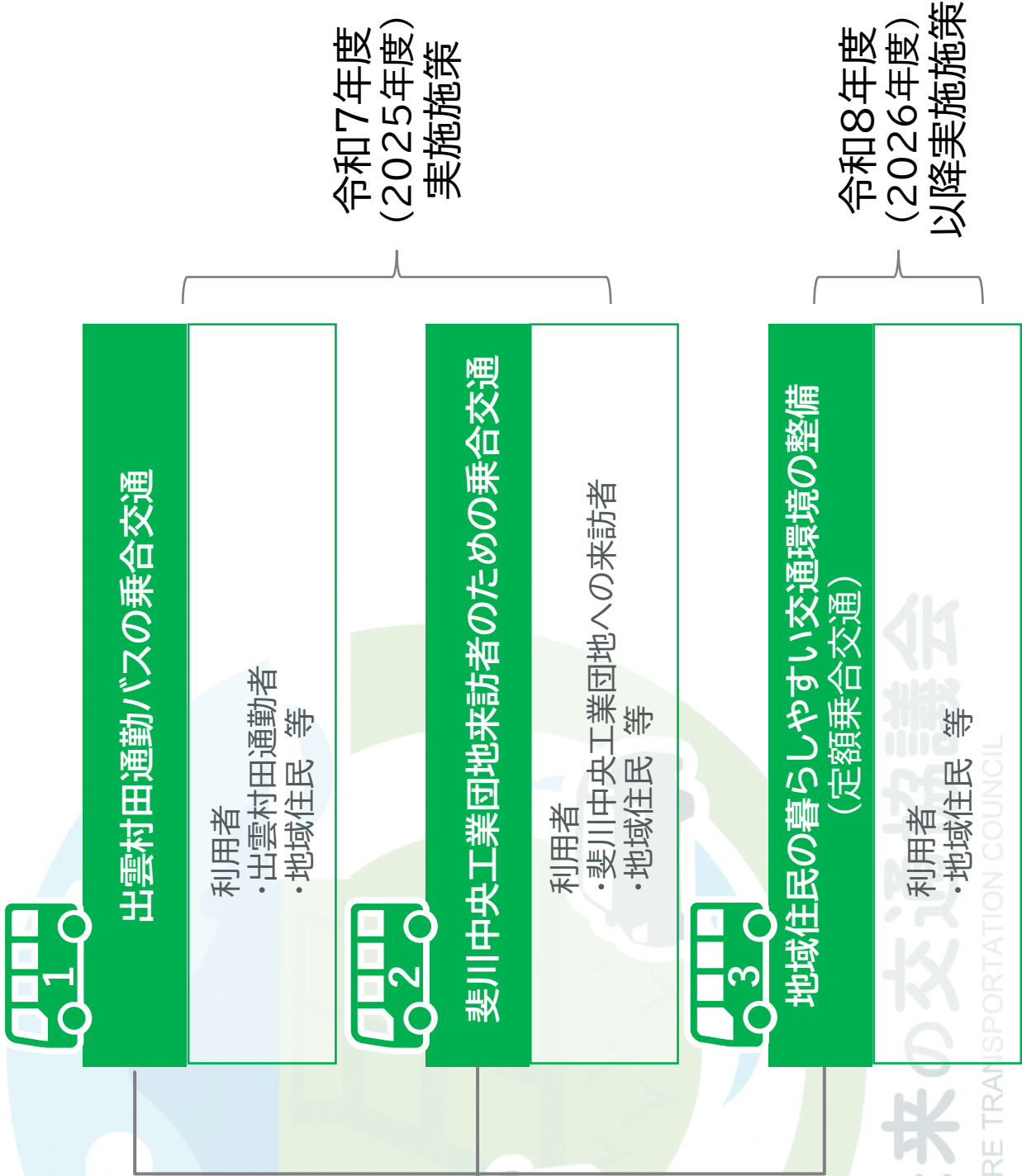


出雲市
IZUMO CITY



出雲村田製作所

(+ 斐川地域交通事業者・地域住民)



出雲市と株式会社出雲村田製作所との地域公共交通に関する連携協定書

出雲市（以下「甲」という。）と株式会社出雲村田製作所（以下「乙」という。）とは、相互の連携を強化し、出雲市の地域公共交通の課題に対し、より一層の対応をするため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が相互に緊密に連携し、双方の資源を有効に活用した協働による活動を推進することにより、地域公共交通の課題解決を図り、地域の活性化及び市民サービスの向上に寄与することを目的とする。

（協議会の設置）

第2条 前条に規定する目的を達成するため、甲及び乙で構成する「ひかわ未来の交通協議会」（以下、「協議会」という。）を設置する。

（連携事項等）

第3条 協議会は、第1条に規定する目的を達成するため、次に掲げる事項について連携して取り組むものとする。

- (1)地域公共交通の課題解決に関すること
 - (2)その他第1条の目的を達成するために必要な取組に関すること
- 2 協議会は、前項各号に掲げる事項を効果的に実現するため、定期的に協議を行うものとする。
- 3 連携事項の詳細については、甲、乙合意の上、決定する。
- 4 乙は関係会社である株式会社村田製作所の協力のもと取組を推進する。

（協定内容の変更）

第4条 甲又は乙のいずれかが、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

（守秘義務）

第5条 甲及び乙は、本協定に基づく連携に当たり、知り得た個人情報その他の秘密事項を第三者に漏らしてはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

- 2 前項に定める義務は、本協定の終了後も有効に存続するものとする。

(有効期間)

第6条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から令和8年3月31日までとする。

ただし、本協定の有効期間が満了する3か月前までに、甲又は乙が書面により特段の申出を行わないときは、本協定の有効期間は、1年間延長されたものとみなし、その後も同様とする。

(疑義等の決定)

第7条 本協定に定めのない事項及び本協定に定める事項に関して疑義が生じた場合は、甲及び乙は協議してこれを定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名の上、各自その1通を保有するものとする。

令和7年(2025)9月11日

甲 島根県出雲市今市町70

出雲市

出雲市長

飯 塚 俊 之

乙 島根県出雲市斐川町上直江2308

株式会社出雲村田製作所

代表取締役社長

谷 口 育 男
